

令和元年6月17日現在

機関番号：12608

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16168

研究課題名(和文) 情報社会において競合する政治とジャーナリズムの学際的研究

研究課題名(英文) The Study of Competing Relations between Media and Politics in Information Society

研究代表者

西田 亮介(Nishida, Ryosuke)

東京工業大学・リベラルアーツ研究教育院・准教授

研究者番号：60632768

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、情報技術が発展した今日の社会、すなわち情報社会において競合関係が複雑化した政治とジャーナリズムの研究を目的としたものであった。なかでも、新しいソーシャルメディアを中心にした政治の情報発信の現状と、政策的背景、歴史的背景、発展の経緯等を検討した。本研究の検討中に、昨今の、テキストベースではなく、画像や(短編)映像をコンテンツの中核にしたinstagram等の新しいソーシャルメディア(「非テキスト型ソーシャルメディア」)の行政、政治による利活用が始まった。本研究ではそれらの利用に対する定量的分析の先鞭をつけ、成果の一部を公開するに至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は2013年の公職選挙法改正に伴うインターネット選挙運動(以下、「ネット選挙」)の解禁以後、急速に活発化した政治、行政の諸アクターによる選挙運動/政治活動におけるネット利用の実態、つまり発信サイドに軸足を置きながら、同時に受信、媒介するメディアの変容と同時にそれらを論じる新規性を有していた。また長くインターネットといえば、テキストベースのコミュニケーションが主だったが、近年の写真や動画等の非テキストコンテンツが主となる非テキストSNSの政治による利用実態の分析に先鞭をつけるという点にも新規性を有するものと考えられる。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this research is to study relations between politics and journalism in which competition is complicated in today. The study examined the current status of political information transmission centered on new social media, policy background, historical background, development background and so on.

During this research, the administration and politics of new social media ("non-text type social media") such as instagram that use images and short films as the core of content, not text-based, were started. In this study, I pioneered quantitative analysis for their use in Japan, and have made some of the results published.

研究分野：社会学

キーワード：情報と政治 メディア研究 政治マーケティング ソーシャルメディア

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、2013年に公職選挙法が改正され、日本でも広範な選挙運動へのインターネットの利用が認められるようになった。いわゆるネット選挙の解禁である。以来、政党と政治家は一つの適応行動として、選挙運動/政治活動に活発にネットを利用し始めるようになった。後を追うかたちで、ジャーナリズムにおける新たな実践や、行政広報のネット対応、ソーシャルメディア対応が加速的に進行した。様々な実践が連関するかたちで登場し、なかでも従来テキストベースのコミュニケーションが主流であったが、静止画や動画を主たるコンテンツとし、テキストを付随的なものとする、非テキスト型のソーシャルメディアが若年層を中心に普及し、政治の主要アクターも Instagram 等、それらを活用した情報発信を行うようになった。例えば2018年の自民党総裁選では両陣営が Instagram アカウントを用意して、情報発信を行った。自民党総裁選における初めての事例であり、官邸は複数のソーシャルメディアを運用した情報発信を行うまでになった。その速度は研究開始当初予想したよりも遥かに早いものであった。政治的な情報発信・流通は政党や政治家の発信サイドと、ジャーナリズムによる読解の緊張関係のなかで生じる現象でもある。

筆者はこれまでの研究において、2013年の公選法改正とその直後にはじめてネット選挙が適応された参院選を分析し、日本においては、投票率、与党野党のパワーバランスといった代表的な変数において顕著な変化が観察できないことなどを明らかにした。研究代表者を務めた2014年度～2015年度の科研費若手研究(B)「情報社会におけるソーシャルメディアを用いた国会議員の情報発信に関する研究」では Twitter を活用する国会議員の情報発信に関する定量的な分析や2014年東京都知事選、同年の衆院における国会議員の情報発信の分析を行った。2013年度 毎日新聞社「2013年参院選挙でのソーシャル解析・分析」(共同研究、研究代表者)、2014年度 毎日新聞社「ITを用いた政治状況の動向に関する研究」(受託研究、研究代表者)等を通じて、毎日新聞社とITを用いた政治報道についての共同研究を実施し、やはりその後の国政選挙においても少なくともマクロの投票結果において、ネット選挙の顕著な影響が観察し辛いことなどを明らかにした。

変化仮説が支持されることもある他国と異なり、なぜ、日本では発展するIT技術が選挙や政治に与える影響が弱いのだろうかという問題意識が本研究の出発点でもあった。このとき情報技術の影響を妨げるさまざまな阻害要因が存在するという可能性が考えられる。政治環境、制度的課題、メディアとジャーナリズムの機能不全などに課題があると考えるようになり、本研究を構想、申請するに至った。

## 2. 研究の目的

前述のような問題意識を踏まえて、本研究では既に制度を中心とした変容についての検討を一定程度実施したこともあって、政治の情報発信と本来はそれに対抗して発展するジャーナリズムの革新の緊張関係から分析を実施することを想定し、申請当初は下記の3つの点を明らかにすることを目的としていた。

- a.) 自民党を含む日本における政治(政党)のメディア戦略の分析
- b.) マスメディアと新興IT企業の新しいジャーナリズム実践の事例研究
- c.) 英米圏と韓国における政治のメディア戦略と代表的な新しいジャーナリズム手法の実践の事例研究(国際比較)等を実施し、情報社会のもとでいっそう激化する政治とメディアの競合関係の実態

しかし大別して2つの想定外の事態に直面した。一つは前述した技術革新の速度の速さであり、それまで情報化社会のなかで劣後しているようにも思われた政治行政の関連アクターの急速な適応であった。急速にアカウントの開設や新しいサービスの活用が始まり、現代的なネットマーケティングの戦略や手法が、政治プロモーションやキャンペーンに応用されるようになったのである。これらの事象は極めて、注目に値するものであると同時に、特に非テキスト系SNSの分析は方法論的には十分に確立されていないものでもあった。2つ目の想定外の事態は、表裏一体だが、ジャーナリズムの劣後であった。マスメディアの影響力が強い日本のジャーナリズムにおいて、幾つかのグッド・プラクティスは観察されるものの、政治の情報発信手法が高度化に劣後している状況にあるものと思われる。

これは日本において政治とジャーナリズムが対等な緊張関係に至っていないという研究当初の前提に影響を与えるものであった。そこで本研究ではこのような状況を踏まえ、c.)を変更し、c'.)として、主に情報社会における国内の政治とジャーナリズムの技術革新に「不均衡状況」の分析と前述した非テキストSNSの分析に先鞭をつけることに変更した。

### 3. 研究の方法

前述のような目的の変更を踏まえて、以下の分析を行った。

- a.) 自民党を含む日本における政治（政党）のメディア戦略の分析（政治環境分析）
- b.) マスメディアと新興 IT 企業の新しいジャーナリズム実践の事例研究（メディア環境分析）
- c.) 国内政治とジャーナリズムの技術革新の「不均衡状況」の分析と非テキスト SNS の利活用の分析（含む、手法の探求）

### 4. 研究成果

本研究の成果について概観する。本研究では主に 2015 年以後の政党の情報発信の戦略、手法、規模等について、ネット選挙解禁から時間が経過し、政治に関連する諸アクターが急速に適応していく様子を事例研究等を通じて明らかにすることができた（「研究の目的」a.）に対応。論文 学会発表 図書 等）。

加えて、マスメディアの新しい事例とメディア環境の分析としては、「政治のわかりにくさ」というメディアを通じて描かれる「政治」像に注目する概念を手掛かりとした分析等を行った。メディア環境、情報流通環境の変化、政治の前提条件の変化、メディア・リテラシーそれ自体の困難等複合的な状況が「政治のわかりにくさ」を生み出していると結論づけた（「研究の目的」b.）に対応。学会発表 図書 等）。

「研究の目的」c.）に関しては「政治のわかりにくさ」に加えて、post truth 概念の導入と援用し、また非テキスト SNS の投稿内容の分析に内容分析を応用するといった分析を試みた（学会発表 等）。政治の instagram 利用の分析はまだ手法として確立されておらず、引き続き手法の検討から取り組む必要があるものと思われる。官邸の非テキスト SNS の利用実態の分析については、取り組んでみて、そもそも官邸広報の戦略的性質、従来のインターネット広報の検討自体が十分に行われていないことが明らかになった。その一方で、官邸広報でもネットの利活用が活発化していることから、これらについて総合的な検討を試みる必要があることも明らかになった。最後に本研究についての関係各位の支援を記して感謝したい。

### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

西田亮介, 2016, 「自前メディアの活用、市民との協働……高度化した政治の情報発信の陥穽とは」『Journalism』12: 28-34. (査読無)

西田亮介, 2016, 「2010年代の自民党の情報発信手法と戦略に関する研究」『社会情報学研究』5: 39-52. (査読有)

〔学会発表〕(計 6 件)

西田亮介, 2017, 「日本におけるインターネット選挙運動の解禁とその後の動向——停滞する公選法改正と若年世代の政治参加促進の観点を中心に」( @ 「 JSPS 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 グローバル展開プログラム」「多文化共生デモクラシーの社会基盤設計—制度・構造・規範の国際比較共同研究」研究会 ) 。

西田亮介, 2017, 「post truth politics の日本的展開とメディアリテラシーの課題」( @ 「 2017 年社会情報学会学会大会シンポジウム」 ) 。

西田亮介, 2018, 「情報化社会の官邸広報とinstagramの活用 何が投稿されていなかったか」( @2018年度社会情報学会第1回中国・四国支部研究発表会 ) .

西田亮介, 2018, 「官邸広報におけるインターネット活用の現状とその経緯」( @2018年度社会情報学会第2回中国・四国支部研究発表会 ) .

西田亮介, 2018, 「Post Truth Politics and Information Society in Japan: How Does “@Kantei” Post on Instagram?」( @2018年社会情報学会学会大会 ) .

R. Nishida, 2018, *Post Truth Politics and Recent Media Matters in Japan*, JSPS seminar “Media, migration and nationalism: Comparing European and Asian Experiences and Perspectives” (招待講演)(国際学会).

〔図書〕(計 5 件)

西田亮介, 2018, 『情報武装する政治』KADOKAWA (192p) .

西田亮介, 2018, 『なぜ政治はわかりにくいのか 社会と民主主義をとらえなおす』春秋社 (208p) .

西田亮介, 2019, 「ソーシャルメディア時代の民意とその困難」吉田徹編『民意のはかり方 「世論調査×民主主義」を考える』法律文化社: 105-21 .

西田亮介, 2019, 「『イメージ政治』からみえるもの 立命館大学×毎日新聞社のネット選挙調査から」吉田徹編『民意のはかり方 「世論調査×民主主義」を考える』法律文化社: 105-21 .

西田亮介, 2019, 「日本におけるインターネット選挙運動の解禁と2010年代の動向」大賀哲・仁平典宏・山本圭編『共生社会の再構築 II デモクラシーと境界線の再定位』法律文化社: 88-105 .

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年:  
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

なし

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。